

# 平成23年度 愛知県優秀技能者表彰要領

## 1 趣旨

この要領は、愛知県優秀技能者表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 表彰の概要

### (1) 表彰の目的

優秀な技能者を表彰することにより、技能者に対する社会一般の認識を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

### (2) 表彰の方法

表彰は、毎年11月に、知事が賞状を授与して行う。

### (3) 表彰の基準

この表彰を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

ア 県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）であること。

イ 別表の職種の業務に従事する者であること。

ウ 表彰の行われる日において、現役の技能労働者として従事している者であること。

エ その者の有する技能が、次のいずれにも該当すること。

(ア) 1級技能士又はこれと同等以上の技能を有していること。

(イ) 極めて優秀な製品の製作又は建造をした等の評価、実績を有していること。

オ その者の有する技能を通じて、次のいずれかにより社会に貢献した者であること。

(ア) 後進の指導育成に努め、技能水準の向上に著しい功績を収めた者であること。

(イ) 作業の改善に努め、生産性の向上に著しく寄与した者であること。

(ウ) 文化財等の保存に貢献した者であること。

(エ) 生業的職種（伝統的工芸品その他これに類する製品の製作又は建造に従事する職種をいう。）

に従事し、その工法の伝承に努めた者であること。

カ 社会人として模範と認められる者であること。

なお、過去において、料金以上の罰金（道路交通法違反による罰金も含む。ただし、反則金は除く。）に処せられたことのない者であること。

キ 過去において、本表彰を受けていない者であること。

## 3 被表彰者の決定方法

### (1) 被表彰候補者の推薦

市町村長、商工会議所会頭（商工会長）及び産業団体等の長は、表彰の基準に該当する者について、次により知事に推薦するものとする。

ア 提出書類

(ア) 愛知県優秀技能者被表彰候補者推薦書（様式1）

(イ) 被表彰候補者ごとに作成した、推薦調書（様式2）

※個人情報の取扱いについて

推薦調書等によって入手した個人情報は、優秀技能者の選考及び表彰以外の目的には使用しない。ただし、受賞者について、顕彰のために、原則として、職種、氏名、年齢、現住所、所属事業所・職名等、功績の概要を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載する予定であるので、あらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得ること。

イ 提出期間

6月1日（水）から6月30日（木）まで

### (2) 被表彰者の選定

ア 表彰を受ける者は、前項の推薦に基づき、知事が選定する。

イ 知事は、選定を行うに当たっては、愛知県優秀技能者表彰審査委員会の意見を聞くものとする。

ウ 愛知県優秀技能者表彰審査委員会に關し、必要な事項については別に定める。

### (3) 推荐・問い合わせ先

愛知県産業労働部労政担当局就業促進課 業務・調整グループ

電話052-954-6363(ダイヤルイン)

(〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎8階)

## 別 表

## 職業部門及び職種

職業部門	職種種名	
	職種区分	
I 金属材料製造関係	1 金属材料製造の職業	①製鉄工、製鋼工、②非鉄金属製鍊工、③铸物工、④鍛造工、⑤金属熱処理工、⑥圧延工、⑦伸線工、⑧金属材料製造検査工、⑨その他の金属材料製造の職業
II 金属加工、その他の金属加工等、金属溶接・溶断・めっき、一般機械器具組立・修理及び計器・光学機械器具組立・修理関係	1 金属加工の職業	①金属工作機械工、②板金工、③金属手仕上工
	2 その他の金属加工等の職業	①金属プレス工、②鉄工、びょう打工、製かん(缶)工、③針金製品・針・ばね製造工、④金属研磨工、⑤金属彫刻工、⑥金属製家具・道具製造工、⑦金属製品製造工、⑧金属加工・金属製品検査工、⑨その他の金属加工の職業
	3 金属溶接・溶断・めっきの職業	①電気溶接工、②ガス溶接工、ガス切断工、③めっき工
	4 一般機械器具組立・修理の職業	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③その他の一般機械器具組立工、④一般機械器具修理工
	5 計器・光学機械器具組立・修理の職業	①時計組立工・修理工、②計器組立工・修理工、③光学機械器具組立工・修理工、④レンズ研磨工・調整工、⑤その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業
III 電気機械器具組立・修理及び電気作業者関係	1 電気機械器具組立・修理の職業	①発電機・電動機組立工・修理工、②配電・制御装置組立工・修理工、③民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、④電気通信機械器具組立工・修理工、⑤電子応用機械器具組立工、⑥半導体製品製造工、⑦電球・電子管組立工、⑧電子機器部品製造工、⑨束線工、⑩被覆電線製造工、⑪乾電池・蓄電池製造工、⑫電気機械器具検査工、⑬その他の電気機械器具組立・修理の職業
	2 電気作業者の職業	①発電員、変電員、②送電線架線工、③配電線架線工、④通信線架線工、⑤電気通信設備工、⑥電気工事作業者
IV 輸送用機械器具組立・修理関係	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	①自動車組立工、②自動車整備・修理・板金工、③航空機組立工・整備工、④鉄道車両組立工・修理工、⑤自転車組立工・修理工、⑥船舶組立工、⑦輸送用機械器具検査工、⑧その他の輸送用機械器具組立・修理の職業
V 染色・紡糸等繊維製造及び衣服関係	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	①染色・仕上工、②粗紡工、精紡工、③合糸工、ねん糸工、加工糸工、④揚返工、かせ取工、⑤その他の紡糸の職業、⑥織機準備工、⑦織布工、⑧精錬・漂白工、⑨編物工、編立工、⑩フェルト・不織布製造工、⑪つな・あみ製造工、⑫その他の織布・同関連の職業、⑬帽子製造工、⑭裁断工、⑮ミシン縫製工、⑯刺しゅう工、⑰その他の衣服・繊維製品製造の職業
	2 衣服の職業	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職

職業部門	職種名	
	職種区分	職種名
VI 建設、土木・塗装・鉄道道路工事、採鉱・碎石及びその他の採掘、その他の建設、建設機械運転及び農業関係	1 建設の職業	①大工、②型枠工、③鉄筋工、④とび工
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	①土木・舗装作業者、②鉄道線路工事作業者
	3 採鉱・碎石及びその他の採掘の職業	①採鉱員、②採炭員、③石切出作業者、④じやり・砂・粘土採取作業者、⑤ダム・トンネル掘さく工、⑥さく井工、採油工、天然ガス採取工、⑦支柱員、⑧坑内運搬員、⑨選鉱員、選炭員 ⑩他に分類されない採掘の職業
	4 その他の建設の職業	①れんが積工、タイル張工、ブロック積工、②屋根ふき工、③左官、④配管工、鉛工、⑤熱絶縁工、⑥防水工、⑦潜水作業者、⑧その他の建設の職業
	5 建設機械運転の職業	①建設用機械運転工
	6 農業の職業	①植木職、造園師(工)
VII 窯業製品製造、化学製品製造、ゴム・プラスチック製品製造及び土石製品製造関係	1 窯業製品製造の職業	①窯業原料工、②ガラス製品成形工、③ガラス製品加工工、④陶磁器製造工、⑤施ゆう工、ほうろうかけ工、⑥窯業絵付工、⑦ファインセラミック製品製造、⑧セメント製造工、⑨セメント製品製造工、⑩れんが・かわら類製造工、⑪石灰・石灰製品製造工、⑫七宝工、⑬窯業製品検査工、⑭その他の窯業製品製造の職業
	2 化学製品製造の職業	①化学工、②石油精製工、③化学繊維工、④油脂加工工、⑤医薬品・化粧品製造工、⑥その他の化学製品製造の職業
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	①ゴム工、②ゴム製品製造工、③タイヤ製造工・修理工、④プラスチック製品成形工、⑤プラスチック製品加工工、⑥ゴム・プラスチック製品検査工、⑦その他のゴム・プラスチック製品製造の職業
	4 土石製品製造の職業	①石工、②その他の土石製品製造の職業
VIII その他の関係	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木製家具・建具製造工、⑥船大工、⑦木製おけ・たる製造工、⑧曲物製造工、⑨木彫工、⑩とう・き柳製品製造工、⑪木・竹・草・つる製品検査工、⑫その他の木・竹・草・つる製品製造の職種
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	①パルプ工、紙料工、②紙機械すき工、③紙手すき工、④加工紙製造工、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
	3 印刷・製本の職業	①文字組版作業員、②製版作業員、③印刷作業員、④印刷物光沢加工作業員、⑤製本作業員、⑥その他の印刷・製本の職業
	4 かわ・かわ製品製造の職業	①製革工、②くつ製造工・修理工、③その他のかわ・かわ製品製造の職業

職業部門	職種	
	職種区分	職種名
VII その他の関係	5 食料品製造の職業	①めん類製造工、②パン・菓子製造工、③豆腐・こんにゃく・ふ製造工、④かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、⑤乳・乳製品製造工、⑥水産物加工工、⑦食肉加工品製造工、⑧野菜つけ物工、⑨その他の食料品製造の職業
	6 食品原料製造の職業	①精穀工、製粉工、②製糖工、③味噌・しょう油製造工、④動植物油脂製造工、⑤その他の食品原料製造の職業
	7 飲料・たばこ製造の職業	①製茶工、②酒類製造工、③清涼飲料製造工、④たばこ製造工、⑤その他の飲料・たばこ製造の職業
	8 生活衛生サービスの職業	①理容師、②美容師・着付師
	9 飲食物調理及び接客サービスの職業	①調理人、②バーテンダー、③給仕従事者
	10 その他の技能工、生産工程の職業	①内張工、②表具師、③塗装工、④畳工、⑤内装仕上工、⑥他に分類されない技能工、生産工程の職業、⑦画工、広告美術工、⑧映写技士、⑨製図工、写図工、⑩現図工、⑪包装工
	11 装身具等身の回り品製造の職業	①かばん・袋物製造工・修理工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤和がさ・ちょうちん・うちわ製造工、⑥洋がさ製造工、⑦ほうき・ブラシ製造工、⑧漆器工、⑨貴金属・宝石細工工、⑩甲・角・貝・きば細工工、⑪印判師、⑫げた製造工、⑬竹細工工、⑭草・つる製品製造工、⑮その他の装身具等身の回り品製造の職業
	12 定置機関・機械運転の職業	①汽かん士、②クレーン・巻上機運転工、③ポンプ・プロワー・コンプレッサー運転工、④その他の定置機関・機械運転の職業
	13 その他の生活、衛生サービスの職業	①クリーニング工、②洗張工
	14 その他	I～VII及びVIIIの1～13に属さない技能的職種 (アニメーター、ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー等)

#### 備考

- 1 本表の職種欄に掲げる職種は、「厚生労働省編職業分類」の小分類による職種である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として従事している場合は、当該従事している技能職種に分類すること。